

村税の猶予制度のご案内

1 猶予制度について

(1) 徴収猶予制度

災害、盗難、病气、事業休廃止、著しい事業損失の理由がある場合や本来の期限から1年以上経過して税額が確定した場合で一時に納付できないとき（納期限内のみ申請可能）に、猶予を受けられる場合があります。

(2) 換価の猶予制度（平成28年4月1日以降の村税から適用）

一時に納付することで事業の継続や生活の維持が困難になる場合、猶予を受けられる場合があります。なお、申請にあたっては、税の早期完納に向け、経費の節約、借入の返済額の減額、資金調達を行っていること、納期限から6か月以内であることやその他の村税に未納がないこと等が申請できる条件となります。

2 猶予されること

①猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

②財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

※本税の金額は減額されません。猶予期間中に納付する必要があります。

3 猶予を受けられる期間・金額

(1) 猶予期間

猶予を受けられる期間は原則1年以内で、最も早く村税を完納できると認められる期間に限られます。猶予を受けた村税は、原則として猶予期間の各月に収支状況等により判定した金額で分割して納付する必要があります。

※猶予期間に完納できないことに止むを得ない理由がある場合、猶予の延長が認められる場合があります。

(2) 猶予金額

猶予を受けられる金額は、納付すべき金額から納付可能な金額（手持ち資金及び容易に換価できる財産の価格から当面の生活資金や事業資金を控除した金額）を控除した金額となります。

※徴収猶予の場合は、災害等により損失や支出があった金額が猶予の限度額となります。

4 申請手続

下記の書類の提出していただき、書類審査及び帳簿調査等を行ったうえで許可・不許可を通知します。

①「徴収猶予申請書」又は「換価の猶予申請書」

②財産収支状況書（猶予金額が100万起、猶予期間が3月を超える場合は「財産目録」「収支の明細書」）

③担保の提供に関する書類（滞納金額が100万起、猶予期間が3月を超える場合のみ）

④災害等の事実を証する書類（徴収猶予の場合、その理由を証明する書面）

5 担保の提供

担保は、国債や村が確実に認める上場株式などの有価証券、土地・建物、村が確実に認める保証人の保証となります。

6 猶予が取り消される場合

分割納付計画のとおり納付がない場合や猶予を受けた村税以外の納付すべき村税が滞納となった場合には猶予が取り消しとなります。

問合せ先：東海村税務課収納管理室

029-282-1711 内線 1114, 1115, 1116